

## 2. 労働分配率

### 2.1 6通りの計測方法による労働分配率

#### ①指標の解説

労働分配率とは、生産活動によって得られた付加価値のうち、労働者がどれだけ受け取ったのかを示す指標である。一般的には、国民所得に占める雇用者報酬の比率が用いられる。ただし、国民所得には、自営業主や家族従業者といった、雇用者以外の所得も含まれているため、自営業主数や家族従業者数の増減によって比率が変化してしまう、などの問題点がある。こうした点を調整するために、いくつかの算出方法が考えられている。ここでは6通りの計測方法によって労働分配率を算出する。

#### ②指標の作成結果

①で述べた理由から、労働分配率にはいくつかの計算方法が考えられている。ここでは、昭和63年版労働白書で示されている6通りの方法によって労働分配率を算出した。その結果は図2-1のとおりである。

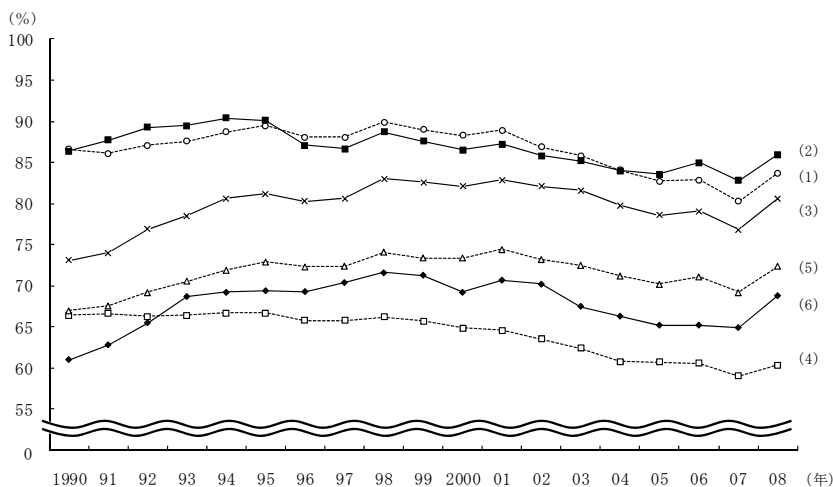
#### ③計算結果の説明

①で触れたように、労働分配率の一般的な定義は雇用者報酬と国民所得の比率であり、この定義による計算が(5)である。ただし、一般の法人企業では雇用者報酬と営業余剰は受け取る主体が異なり、両者は明確に区別できるが、個人企業においては両者の区別が必ずしも明確ではない。この点を考慮して、自営業主や家族従業者に関する調整を加えたものが(1)から(4)である。(1)は、自営業主や家族従業者の就業による1人当たり所得を雇用者の1人当たり所得と同水準であるとみなして計算したものである。(2)及び(3)は、国民所得のうち自営業主や家族従業者に関わる所得を除いた部分に占める雇用者報酬の割合を求めたもので、(2)は雇用者報酬に法人企業所得を加えたもの、(3)は国民所得から個人企業所得を除いたものでそれぞれ雇

用者報酬を除いている。(4)は、考え方は(1)と同じであるが、国民所得の代わりにそれよりも早く公表される国内総生産を用いたものである。以上は国民所得統計を利用した労働分配率であるが、(6)はそれ以外の統計による労働分配率であり、法人企業に限って求めた労働分配率である。

結果をみると、調整方法によって労働分配率の水準に違いがみられる。(1)や(2)による分配率が高く、(4)又は(6)は低い。

図 2-1 労働分配率



資料：「労働力調査」、「国民経済計算」、「法人企業統計」

注 1：(1) 1人当たり雇者報酬 / 就業者 1人当たり国民所得

(2) 雇者報酬 / (雇者報酬 + 法人企業所得)

(3) 雇者報酬 / (国民所得 - 個人企業所得)

(4) 1人当たり雇者報酬 / 就業者 1人当たり GDP

(5) 雇者報酬 / 国民所得

(6) 人件費 / (人件費 + 経常利益 + 支払利息・割引料 + 減価償却費)

注 2：雇者報酬は要素費用表示を用いている。(6)は年度ベース、「法人企業統計」による。(6)の人件費には役員給与を含めていない。

#### ④指標の作成方法

指標の作成にあたっては、⑥で述べている定義に従って算出した。

#### ⑤指標のデータ

指標の計算結果は表 2-1 のとおりである。

表 2-1 労働分配率

(単位：%)

年	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
1990	86.6	86.4	73.1	66.4	67.0	61.0
1991	86.1	87.7	74.0	66.6	67.6	62.8
1992	87.1	89.3	76.9	66.3	69.2	65.5
1993	87.6	89.5	78.5	66.4	70.6	68.7
1994	88.7	90.4	80.6	66.7	71.9	69.2
1995	89.5	90.1	81.2	66.7	72.9	69.4
1996	88.1	87.1	80.3	65.8	72.3	69.3
1997	88.1	86.7	80.6	65.8	72.4	70.4
1998	89.9	88.7	83.0	66.2	74.1	71.6
1999	89.0	87.6	82.6	65.7	73.4	71.3
2000	88.3	86.5	82.1	64.9	73.4	69.2
2001	88.9	87.2	82.9	64.6	74.4	70.7
2002	86.9	85.8	82.1	63.5	73.2	70.2
2003	85.8	85.2	81.6	62.4	72.5	67.5
2004	84.1	84.0	79.8	60.8	71.2	66.3
2005	82.7	83.6	78.6	60.7	70.2	65.2
2006	82.9	85.0	79.1	60.6	71.1	65.2
2007	80.3	82.8	76.8	59.0	69.2	64.9
2008	83.7	86.0	80.6	60.4	72.4	68.8

資料：「労働力調査」、「国民経済計算」、「法人企業統計」

注 1：(1) 1人当たり雇用者報酬/就業者1人当たり国民所得

(2) 雇用者報酬/(雇用者報酬+法人企業所得)

(3) 雇用者報酬/(国民所得-個人企業所得)

(4) 1人当たり雇用者報酬/就業者1人当たり GDP

(5) 雇用者報酬/国民所得

(6) 人件費/(人件費+経常利益+支払利息・割引料+減価償却費)

注 2：雇用者報酬は要素費用表示を用いている。(6) は年度ベース、「法人企業統計」による。(6) の人件費には役員賞与を含めていない。

⑥解説：労働分配率計測の留意点について

労働分配率とは、生産活動によって生み出された付加価値のうち、労働者がどれだけ受け取ったのかを示す指標である。労働分配率の定義は、国民経済計算を用いて、

**雇用者報酬／国民所得 (5)**

の比率とするものが計算が簡単なことからよく使われる。

国民所得は、家計への分配である「雇用者報酬」と企業への分配である「営業余剰・混合所得」に分けられる（注1）。

しかしながら、ここで問題となるのは、一般の法人企業では雇用者報酬は労働者が受け取るものであり、営業余剰は企業が受け取るものなので、両者は明確に区別できるが、自営業などの個人企業では雇用者報酬と営業余剰・混合所得との区別が必ずしも明確ではないことがあげられる。

このような点を考慮して、個人企業に関して調整を加える方式が考えられている。例えば、国民所得のうち個人企業に関わる所得を除いた部分に対する雇用者報酬の割合を求める方式である。雇用者報酬に法人企業所得を加えたものを分母として、

**雇用者報酬／（雇用者報酬＋法人企業所得） (2)**

により計算する方法や、逆に国民所得から個人企業所得を差し引いたものを分母として、

**雇用者報酬／（国民所得－個人企業所得） (3)**

により計算する方法などである。

また、雇用者報酬の総額を用いるのではなく、次のように1人当たりに換算して計算する方法もある。

**雇用者1人当たり雇用者報酬／就業者1人当たり国民所得**

**（または GDP） (1)、(4)**

これは、自営業の1人当たりの所得が雇用者1人当たりの所得と等しいと仮定することになり、その妥当性が問題となる。

以上は、国民経済計算を利用して労働分配率を求める方法だが、アプローチを変えて、財務省「法人企業統計」（非営利法人、政府現業部門は含まれな

い) を利用して求める方法もある。分母の付加価値に相当するものとして何をとるかということが問題になるが、例えば、

$$\text{人件費} \div (\text{人件費} + \text{経常利益} + \text{支払利息} \cdot \text{割引料} + \text{減価償却費}) \quad (6)$$

といった計算式が考えられる。

このように、労働分配率には、どのような点に着目するのかにより様々な計算方法が考えられ、いずれをとるべきかは必ずしも決め手があるわけではない。しかしながら、分析をする上ではそれぞれの方法によって水準や傾向が異なってくることを理解しておくことが必要である。

労働分配率と一口にいても、このように扱いが異なっていることが多いので、利用にあたってのチェックポイントを整理しておく。

- ① 分母に農家や個人商店など人を雇わない自営業の所得を含むかどうか（GDP や国民所得に含まれる）。
- ② 分母に雇用者世帯が受け取る利子収入や配当収入を含むかどうか（GDP や国民所得に含まれる）。
- ③ 分母に減価償却費を含むかどうか（GDP に含まれ、国民所得には含まれない）。
- ④ 分母に間接税を含むかどうか（GDP に含まれ、要素費用表示の国民所得（注2）には含まれない）。
- ⑤ 分子に役員の給与を含むかどうか（雇用者報酬に含まれる）。

また、一般に、労働分配率は、好況時に低下し、不況時に上昇する傾向がある。これは、景気の変動によって生産活動は大きく変動するが、賃金はそれに比べて緩やかな変動にとどまるためである。したがって、どのような算定方法をとったとしても、労働分配率の短期の動きだけをみていると全体の基調判断を誤ることがあるので、留意する必要がある。

(注1) 実際の国民経済計算においては、「国民所得」＝「雇用者報酬」＋「営業余剰・混合所得」＋「海外からの財産所得（純）」となっている。

る。労働分配率の算定に用いる「雇用者報酬」は国民概念であり、これから「海外からの雇用者報酬（純）」を除いた国内概念である統合勘定の「雇用者報酬」とは異なっている。

(注 2) 「国民所得」には要素費用表示と市場価格表示があり、通常、「国民所得」としては要素費用表示が用いられる。市場価格表示は要素費用表示の「国民所得」に消費税などの「生産・輸入品に課せられる税」が加えられ「補助金」が差し引かれた文字どおり市場における取引価格を表したものである。